

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法に基づくマージン率の公開 (2026年6月1日時点)

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主(当社)は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

※マージン率=(派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額)÷派遣料金の平均額

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣労働者の数	2人
派遣先の数	1社
労働者派遣に関する料金額(1日8時間当たりの平均)	¥27,495
派遣労働者の賃金額(1日8時間当たりの平均)	¥13,968
マージン率	49.20%

マージン率には下記事項が含まれております。

- ・事業主として負担すべき健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料
- ・派遣労働者が取得する有給休暇、特別休暇に充当した費用、福利厚生費
- ・営業、労務管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃料、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- ・営業利益 など

2.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容	対象派遣労働者	訓練方法	費用負担	賃金支給
入社時訓練	雇入時	OFF - JT	無償	有給
安全教育	雇入時	OFF - JT	無償	有給
職能別訓練	派遣中	OFF - JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口

総合本部 労務課 山路・西田 kyuuuyo@012grp.co.jp

3.その他参考と認められる事項

派遣労働をしている社員は、それ以外の社員と同一に福利厚生などの制度を提供しています。

※社会保険(健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険)、通勤交通費、健康診断、年次有給休暇等

4.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先で営業業務に従事する従業員
労使協定の有効期間の終期	2027/03/31
事業所名称	株式会社Wiz 大塚本社
事業所在地	東京都豊島区南大塚二丁目25番15号
会社名	株式会社Wiz
許可番号	派13-315514